

岐阜県公報

号 外 (二) 令和 七 年 四 月 一 日

目 次

告 示

○岐阜県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第五条の二第一項及び第五条の三第一項の規定に基づく知事が定める額に関する告示の一部改正

○岐阜県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例に基づく知事が定める金額の指定に関する告示の一部改正

(職員厚生課) ページ 一

(同) 二

告 示

岐阜県告示第百九十六号

岐阜県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第五条の二第一項及び第五条の三第一項の規定に基づく知事が定める額に関する告示(平成四年岐阜県告示第二百三十七号)の一部を次のように改正する。

改正後の規定は、令和七年四月一日(以下「適用日」という。)以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び適用日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、適用日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び適用日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

令和七年四月一日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

表を次のように改める。

年 齢 階 層	最 低 限 度 額	最 高 限 度 額
二十歳未満	五、四九九円	一三、九七五円
二十歳以上二十五歳未満	六、一四三円	一三、九七五円
二十五歳以上三十歳未満	六、七〇三円	一五、二三七円
三十歳以上三十五歳未満	七、〇三三円	一八、〇一六円
三十五歳以上四十歳未満	七、三三六円	二〇、八六四円
四十歳以上四十五歳未満	七、五七六円	二二、五六四円

四十五歳以上五十歳未満	七、七六六円	一三、六六六円
五十歳以上五十五歳未満	七、七一一円	一五、三五四円
五十五歳以上六十歳未満	七、三四八円	二六、一八七円
六十歳以上六十五歳未満	六、一九二円	二三、六九四円
六十五歳以上七十歳未満	四、二〇〇円	一七、四八四円
七十歳以上	四、二〇〇円	一三、九七五円

岐阜県告示第百九十七号

岐阜県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例に基づく知事が定める金額の指定に関する告示（平成八年岐阜県告示第二百六十四号）の一部を次のように改正する。

改正後の規定は、令和七年四月一日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

令和七年四月一日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

表常時介護を要する状態の項中「八万二千二百九十円」を「八万五千四百九十円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「四万六百元」を「四万二千七百元」に改める。

令和七年四月一日発行

発行者 岐阜市藪田南二丁目一番一号
発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりんとびあ十三丁 岐阜文芸社